認知症介護の強い味方・設立10周年を迎えました

# おたがいさまの紹介

## 認知症は誰にでも起こり得る病気です！

認知症は脳の障がいによっておこる病気で、高齢化とともに増えており、2020年には認知症の高齢者が410万人にのぼると言われています。

認知症の多くは根本的な治療がまだなく、その症状は心身ともに様々で個人差もあるため、本人はもとより支える家族も苦労されている方が多いのが現状です。



## おたがいさまは支えあえる場です！

そのような中、認知症の方やその家族等を支え、認知症に対する理解を地域に広めていくことを目的に、おたがいさまは平成16年に設立されました。

会員からは「介護体験談を聞くことでためになる」、「悩みを聞いてもらうことで気持ちが楽になる」、「集いに参加することで明日からまた頑張れる」などの声が聞かれています。

このようにおたがいさまは、認知症を学びながら、日頃の苦労や悩みを一人で抱えずみんなで支える場となっています。



## 会　員

**A会員：介護中の方**
**B会員：介護経験がある方**
**C会員：会の活動に理解いただける方**
**団体**

**年会費：個人２千円、団体５千円**



## 活　動

**①集い（月１回）**
→会員同士が悩みや近況を語り、励まし、労います

**②リフレッシュ研修（年２回）**
→町内外で会員同士の交流を図り、気分転換をしながら明日への活力を蓄えます

**③全道研修・道南研修（年１回）**
→各地の仲間の活動を学び、交流を通し輪を広げます

**④会報等の発行（随時）**
→新しい情報や、会の活動状況をお伝えします

介護経験の有無に関わらず、関心のある方はどなたでも入会可能です。

**問合せ先・・・地域包括支援センター（TEL82-2780）**

## 今金町認知症家族介護者の会　おたがいさま定期総会が開催

５月８日、総合福祉施設としべつにおいて、認知症家族介護者の会「おたがいさま」（会長：岸本義仁氏）定期総会が開催されました。

平成26年度の事業計画として会員同士の交流等の事業やさまざまな研修計画等について議決されました。

設立10周年を迎え、会員相互の絆を深め、新たな活動への意欲を高めるとともに地域に今までの活動に対する感謝や今後の会への理解・協力を求め「10周年記念講演会」を今年度実施する予定となっています。



---

**保健福祉課**

お知らせ

## おたがいさま、乳幼児医療、児童手当等

❶認知症介護経験の有無に関わらず、関心のある方が集い、学び、支えあう「おたがいさま」についてご紹介します。

❷子育て世帯の経済的負担を軽減するため、お子さんが病気やケガなどにより医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を、町で助成する制度です。

❸６月分以降の児童手当等を受け取るには現況届が必要です！

# 子どもの医療費の一部助成制度のお知らせ

## ★乳幼児等の医療費の助成

乳幼児等が医療機関で保険証を使用して診療を受けたときの医療費の一部が助成されます。

助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

＊小学校１年生から小学校６年生までのお子さんは、「入院」のみ助成対象となりますので、入院されるときに申請してください。

**＜申請に必要なもの＞**

○お子さんの健康保険証　　○印鑑

○今金町へ転入された方は、転入前の市区町村の所得・課税証明書

**＜助成方法＞**

○医療機関等（病院・診療所・歯科・薬局等）へ保険証を提示して受診し、精算後に発行される領収書を「としべつ」へ持参し、申請してください。（申請時に受給者証が必要となります。）後日、支払いした医療費と自己負担分との差額を指定の振込口座へ振込となります。

＊今金町国保病院については、年齢区分による自己負担分のみの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

| 区分 | | 自己負担額 |
|---|---|---|
| 3歳未満 | | 初診時一部負担金を負担<br>●医科　580円　●歯科　510円 |
| 3歳児 | 非課税世帯 | |
| | 課税世帯 | 外来　：初診時一部負担金を負担<br>入院　：かかった医療費の１割を負担 |
| 4歳児から6歳児まで | 非課税世帯 | 初診時一部負担金を負担 |
| | 課税世帯 | かかった医療費の１割を負担 |
| 小学校1年生から小学校6年生まで | 非課税世帯 | 入院のみ：初診時一部負担金を負担 |
| | 課税世帯 | 入院のみ：かかった医療費の１割を負担 |

## ★ひとり親家庭などの児童の医療費の助成

ひとり親家庭などの児童が保険証を使用して診療を受けたとき、母又は父が医療機関へ入院したときは、医療費の一部が助成されます。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

＊ひとり親家庭などの母又は父は、「入院」のみ助成対象となります。

**＜申請に必要なもの＞**

○母又は父の健康保険証とお子さんの健康保険証

○印鑑

○今金町へ転入された方は、転入前の市区町村の所得・課税証明書

**＜助成方法＞**

○医療機関等（病院・診療所・歯科・薬局等）を受診の際には、保険証と受給者証を提示して受診して下さい。

| 区分 | | 自己負担額 |
|---|---|---|
| 0歳から18歳まで | 非課税世帯 | 初診時一部負担金を負担<br>●医科　580円　●歯科　510円 |
| | 課税世帯 | かかった医療費の１割を負担 |
| 19歳から20歳まで | 非課税世帯 | 初診時一部負担金を負担<br>●医科　580円　●歯科　510円 |
| | 課税世帯 | かかった医療費の１割を負担 |

# 児童手当～６月中には現況届を提出願います

**支給対象者**

●中学校３年生までの児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母のうち、所得の高い方が受給資格者となります。

※単身赴任の場合を除き、児童と同居している方が受給することがありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

●父母が養育していない児童を監護し、同居する養育者

●未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合）

●施設入所等児童の施設設置者、又は里親

**支　給　額**

| | |
|---|---|
| ３歳未満 | 15,000円 |
| ３歳～小学校終了前第１子、２子 | 10,000円 |
| ３歳～小学校終了前第３子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 |

※第３子以降の数え方は、18歳到達後最初の３月31日までの児童から数えます。

※所得超過世帯については、
児童１人につき　　5,000円

**所得制限基準額**

| 扶養親族の数 | 所得額 |
|---|---|
| ０人 | 622万円 |
| １人 | 660万円 |
| ２人 | 698万円 |
| ３人 | 736万円 |
| ４人 | 774万円 |
| ５人 | 812万円 |

**支　給　月**

認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として毎年２月、６月、10月にそれぞれの前月分までが15日（休日の場合は前日）に支給されます。

**請求に必要なもの**

●認印

●請求者名義の普通預金通帳

●請求者本人の健康保険証または年金加入証明書（請求者が厚生年金加入の場合）

●１月１日現在に今金町以外の市町村に居住していた方は、その市町村の発行する所得証明書

※その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

**申請内容に変更が生じた場合**

●出生等により、養育する児童の数が増えたとき

●受給者または児童が町外に住所を変更したとき

●町内で住所を変更したとき

●氏名が変更したとき

●受給者の死亡、結婚等で、児童の養育者が変更したとき

●受給者が公務員になったとき又は無くなったとき

●手当の振込口座を変更したいとき

※事由の発生した日（出生等）の翌日から起算して15日以内に必ず届出をして下さい。

**現　況　届**

児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するために、毎年６月に「現況届」の提出をお願いします。受給者の方には、現況届を送付しますので、速やかに提出をお願いします。

なお、この届出の提出がないと、６月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意下さい。